

広島県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十六号

広島県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則

広島県男女共同参画審議会規則（平成十四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務) 第六条 審議会の庶務は、環境県民局わたしらしい生き方応援課において処理する。</p>	<p>(庶務) 第六条 審議会の庶務は、環境県民局人権男女共同参画課において処理する。</p>

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。